

支拂(退)給金

一 全日午後三時田舎に於て
二 日午後三時田舎に於て
三 日午後三時田舎に於て
四 日午後三時田舎に於て
五 日午後三時田舎に於て
六 日午後三時田舎に於て
七 日午後三時田舎に於て
八 日午後三時田舎に於て
九 日午後三時田舎に於て
十 日午後三時田舎に於て

別記

解決条件

(一) 求 自己ノ都合上退職スル場合退職手當金ノ通リ支給セラレタシ

満一ノ年勤続者 日給十五日分

一ヶ年以上上ハ一ヶ年十五日宛加算

三年以上ハ一ヶ年十八日宛加算

但レ一ヶ年未満ハ月割トシ退職當時ノ日給ニテ計算スルコト

(解決条件)

要求ヲ其係承認スルハ不能ナルモ趣旨ニ於テ賛成ナルヲ以テ退職手當ノ成案ヲ作製シ重複ノ諒解モ要スレヲ以テ三月十日迄ニ大休ノ立案ヲ提案負例ト協議シ三月中心制度スルコト

(二) 求 二價計算ハ支拂二日前ノ切ト改正ナレタシ

(解決条件)

支拂三日前メ切ト決定ス

(三) 求 昨年十一月第一及第三日曜日出勤シタルニ対シ今日ハ定休日ニ付キ従前通り日給ノ五割ヲ當支給サレタシ

(解決条件)